

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 おがせ地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	おがせ地区地区計画	
位 置	各務原市各務おがせ町9丁目の一部、 鵜沼羽場町1丁目の一部	
面 積	約8.0ha	
区域の整備 ・ 開発及び 保全の方針	地区計画の 目標	<p>当地区は、隣接する市街化区域と一体化して近年市街化が進行している地区で、地区中央に都市計画道路岐阜犬山線が計画決定されている地区である。</p> <p>今後は、無秩序な宅地開発が行なわれないよう市街化の進展に合わせた地区施設の整備及び建築物に関する計画を定め、開発行爲や建築行爲を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、調和のとれたゆとりある市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>店舗や事務所等の利便施設を持った住宅地として、隣接する市街地と調和のとれた土地利用を図る。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>地区施設については、市街化を促進する道路、及び地区の外郭を形成する道路としてそれぞれ必要規模の区画道路を配置し、整備する。</p> <p>また公園については、都市公園1箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路 (拡幅)	6.0 m	2 本	約 119m	
	” (拡幅)	4.0 m	1 本	約 640m	(将来幅員 8m)	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」